

平成20年第2回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成20年4月25日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成20年4月25日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 議会選第1号
 - 第 2 議会選第2号
 - 第 3 議会議第1号
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 発議案第2号
 - 第 7 議会議第2号
 - 第 8 議会議第3号
 - 第 9 議案第87号から議案第91号まで
 - 第10 議案第92号及び議案第93号
 - 第11 議案第94号及び議案第95号
 - 第12 議会選第3号
 - 第13 発議案第3号
 - 第14 議会議第4号
 - 第15 発議案第4号
 - 第16 議会議第5号
 - 第17 議会選第4号
 - 第18 議員の派遣
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議会選第1号
- 日程第 2 議会選第2号
- 日程第 3 議会議第1号
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 発議案第2号
- 日程第 7 議会議第2号
- 日程第 8 議会議第3号
- 日程第 9 議案第87号から議案第91号まで
- 日程第10 議案第92号及び議案第93号
- 日程第11 議案第94号及び議案第95号

日程第12 議会選第3号

日程第13 発議案第3号

日程第14 議会議第4号

日程第15 発議案第4号

日程第16 議会議第5号

日程第17 議会選第4号

日程第18 議員の派遣

追加日程 委員会の閉会中の継続審査の件

出席議員（28名）

1番	松本正勝	君	2番	中川直美	君
3番	中村剛一	君	4番	白杵克身	君
5番	金田淳一	君	6番	浜田正敏	君
7番	廣瀬	擁君	8番	小田純一	君
9番	小杉邦男	君	10番	大桃一浩	君
11番	中川隆一	君	12番	岩崎隆寿	君
13番	中村良夫	君	14番	若林直樹	君
15番	田中文夫	君	16番	金子健治	君
17番	村川四郎	君	18番	佐藤孝	君
19番	金光英晴	君	20番	猪股文彦	君
21番	川上龍一	君	22番	本間千佳子	君
23番	金子克己	君	24番	根岸勇雄	君
25番	近藤和義	君	26番	祝優雄	君
27番	加賀博昭	君	28番	竹内道廣	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎	君	副市長	大竹幸一	君
副市長	親松東一	君	会計管理者	本間道子	君
総務部長	齋藤英夫	君	企画財政長	齋藤元彦	君
市民環境部長	金子優	君	福祉保健長	鹿野義廣	君
産業観光部長	佐々木正雄	君	建設部長	田畑孝雄	君

総務部長
 (総務課長)
 市民環境部長
 (市民環境課長)
 産業観光部長
 (産業振興課長)
 教育長
 選挙管理委員会
 事務局長
 農業委員会
 事務局長
 市民課長
 農林水産課長

本 間 進 治 君
 木 下 良 則 君
 金 子 晴 夫 君
 渡 邊 剛 忠 君
 藤 井 雄 一 君
 藤 井 與 嗣 明 君
 佐 藤 弘 之 君
 服 部 幸 一 君

企画財政部長
 (財政課長)
 福祉保健部長
 (福祉課長)
 建設部長
 (建設課長)
 教育次長
 監査委員
 事務局長
 消防長
 税務課長
 観光課長

山 本 充 彦 君
 樋 口 賢 二 君
 渡 邊 正 人 君
 藤 井 武 雄 君
 菊 地 賢 一 君
 加 藤 貴 一 君
 高 津 啓 介 君
 田 川 和 信 君

事務局職員出席者

事務局次長 池 昌 映 君
 議事係長 中 川 雅 史 君
 事務局次長 池 昌 映 君
 議事係 谷 川 直 樹 君

臨時議長の紹介

○事務局長（山田富巳夫君） おはようございます。

今日は、一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、加賀博昭議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

加賀議員、議長席にご着席願います。

〔加賀博昭議員議長席に着く〕

○臨時議長（加賀博昭君） おはようございます。ただいまご紹介いただきました加賀博昭でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。議場の皆さんには、何とぞご協力よろしくお願いいたします。

午前10時00分 開会・開議

○臨時議長（加賀博昭君） ただいまより平成20年第2回佐渡市議会臨時会を開会いたします。

早速ですが、直ちに本日の会議を開きます。

仮議席の指定

○臨時議長（加賀博昭君） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席のとおり指定いたします。

なお、報道関係者から写真撮影の申し出がありますので、佐渡市議会傍聴規則第8条に基づき、臨時議長においてこれを許可いたします。

日程第1 議会選第1号

○臨時議長（加賀博昭君） 日程第1、議会選第1号 佐渡市議会議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（加賀博昭君） 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（加賀博昭君） ただいまの出席議員数は28名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（加賀博昭君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（加賀博昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（加賀博昭君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番から議席順に投票をお願いします。

それでは、準備でき次第、順次投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（加賀博昭君） 投票漏れはありますか。念のため申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（加賀博昭君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（加賀博昭君） ただいまから開票を行いますが、佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、松本正勝君及び2番、中川直美君を指名いたします。両君立ち会いのために、投票箱のところへおいでください。

準備ができ次第、開票を願います。

〔開票〕

○臨時議長（加賀博昭君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数28票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票27票、無効投票1票。

有効投票中、竹内道廣君 24票

中村良夫君 2票

加賀博昭君 1票

以上であります。

念のため申し上げますが、無効投票の1票は白票であります。

選挙の結果は以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、竹内道廣君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された竹内道廣君が議場におられますので、この席から竹内道廣君に対して当選の告知をいたします。

ここで議長に当選されました竹内道廣君のごあいさつをお願いいたします。竹内道廣君、登壇願います。

〔議長 竹内道廣君登壇〕

○議長（竹内道廣君） ただいま議長に推挙されました竹内であります。まさに浅学非才、さらにはこのような粗雑な者が議長に選ばれたということは、私の議員年期の長さに皆さんのご配慮があったと心得ております。

しかし、議長になりましたからには、失われた議会の信用、信頼の回復に全力で努めてまいりたいし、さらには議会の使命であります批判と監視の府としての役割を十分担って、二元代表制の確立に向けての努力をしたいと、こう思うております。

議会運営におきましては、公正、公平を常に期して、少数会派及び無会派の方にも十分配慮していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

さらには、本日より議長室は開放いたします。いつでも自由に出入りしていただきたい。言いたいことがありましたら、ご意見ございましたら、直接私のところへ来て言うてもらいたい。必ず善処をいたします。

いずれにしても、議会運営におきましては、皆さんの協力なくしてこのことなすことできませんので、なお一層のご協力をよろしく願いをいたします。

以上です。(拍手)

○臨時議長（加賀博昭君） 以上をもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力まことにありがとうございました。

議長、交代のため、ここで15分間休憩をいたします。

午前10時18分 休憩

〔議長、議長席に着く〕

午前10時33分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいまお手元に配付した議事日程表のとおり、日程第2から日程第18を追加し、順次議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 異議なしと認めます。

よって、議事日程は追加することに決しました。

日程第2 議会選第2号

○議長（竹内道廣君） 日程第2、議会選第2号 佐渡市議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は28名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹内道廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹内道廣君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹内道廣君） 開票を行います。

佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、松本正勝君及び2番、中川直美君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（竹内道廣君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数28票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票27、無効投票1。

有効投票中、加賀 博昭君 15票

田中 文夫君 8票

中村 良夫君 2票

根岸 勇雄君 1票

本間千佳子さん 1票

白 票 1

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、加賀博昭君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました加賀博昭君が議場におられますので、この席から加賀博昭君に対して当選の告知をいたします。

ここで副議長に当選されました加賀博昭君のごあいさつをお願いいたします。

加賀博昭君。

〔副議長 加賀博昭君登壇〕

○副議長（加賀博昭君） 一言ごあいさつをさせていただきます。

まことに予期しないことが起こりました。私にご案内のとおり無党派でございます。したがって、議会の主要人事の話し合いで各派会議の代表者としては参加できないオブザーバーでございます。その私が副議長を命ぜられたということについて、身の引き締まる思いがいたしております。

私は、両津市議会当時を含めて37年、この間、自分が議会の役職ポストを欲しいと言ったことは一回もございませんでした。しかし、重要な場面では議会に命ぜられて仕事をしてまいりました。両津市議会で

は、あの百条委員会が構成されましたが、このときはだれも委員長を引き受ける者がなくて、加賀博昭、おまえやれということで百条委員会の委員長を務めさせていただきました。

佐渡市議会議員に当選して、最初に命ぜられたことが決算特別委員長でありました。そのときの決算特別委員長というのは、あの合併に際して、もう一カ月延ばしてくれればこんなことは起こらなかったわけでございますけれども、新佐渡市が決算を行うに当たって、10カ市町村の決算と佐渡市1市の決算を同時にやらなければならないということが起こりました。そのときも加賀博昭、おまえやれと、こういうことでございます。

今回の副議長選任のこの意味は、私どもが任期が終わる4年後は、いよいよ合併特例というものが終わる2年前でございます。恐らく4年後の選挙ということになりますと、ここにおられる高野市長が三たび立候補するかどうかということも疑問に思われるような状況が生まれると思います。その4年の最初の議会の副議長を命ぜられたということは、大変な時代に突入する、その市議会で、おまえの持っている知識と力を佐渡市議会と佐渡市のために発揮せよという皆さん方の私に対するお命じであるというふうに認識をして、これからこれに当たりたいと思います。もちろん今私が申しあげました難題からすれば、力量不足の点はあろうかと思いますが、しかし37年培った議会の子として、立派に果たしていきたいということをお約束をいたしまして、私に投票してくださいました皆さん方に厚く御礼を申しあげまして、私のあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

日程第3 議会議第1号

○議長（竹内道廣君） 日程第3、議会議第1号 議席の指定を行います。

議席は、佐渡市議会会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議員議席表のとおり議長において指定をいたします。

それでは、ただいま指定いたしました議席にそれぞれ各自の氏名票をお持ちの上、お着きいただきます。

〔各員着席〕

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（竹内道廣君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

臨時議会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、3番、中村剛一君及び4番、臼杵克身君を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（竹内道廣君） 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

○議長（竹内道廣君） この際、市長より発言が求められておりますので、これを許します。
高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、皆さん、おはようございます。

このたび佐渡市発足から2回目となる市議会議員選挙で、市民の負託を受けられて、本日臨時市議会へ臨まれました議員各位に深く敬意を表したいというふうに思います。

新市発足以来4年、新市が発足して当初から、佐渡市は大きな災害に見舞われました。中越大震災、翌年には台風による風浪被害、あるいは農産物に対する大変な被害がありましたし、昨年はまだもや中越沖地震ということで、原発事故もあったということで非常に風評被害が強いまだに残っておりまして、さらには、2月の24日に冬季風浪被害、佐渡を大変な被害という形で我々の生活に大きな影響を与えております。ただいまその復旧に大いに努めておるところでございます。

新市誕生前からの大きな問題もたくさん残っております。例えば空港問題、それから我々の生活に大きな影響を与える病院建設問題、あるいは建設計画の案件の整理、実行、同時に新しい観光資源やその他の企画や佐渡にとって必要な案件はたくさん残っております。産業振興につきましては、現在大きな影響下にあって呻吟しております。これらについても今後の行政改革による隠れた財源の掘り起こし等がリンクされて、我々のこれからの新しい佐渡市をつくっていくわけでございますが、あくまでも市民の目線に立ちまして、市民と相談しながら、議会と相談しながらやらせていただくというふうに考えております。本年度秋には、念願のトキ放鳥を目前にしております。佐渡市は、一国を形成するほどの広さと多くの産業や、あるいは多くの地形的な特徴を持ち合わせております。外海に国境を持つ佐渡市として、離島の雄として、我々は最大限の努力をするということをお誓い申し上げたいというふうに思います。多くの財産を持ち合わせた佐渡は、これから議会と市民と皆さん方の協力のもとに、新しい道筋をたどろうとしております。その最初のステップのきょうの日に、ぜひ今後の議会とのご協力、市民とのご協力をお願い申し上げて、きょうのごあいさつにいたしたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○議長（竹内道廣君） 以上をもって市長の発言は終了いたしました。

ここで暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 発議案第2号

○議長（竹内道廣君） 日程第6、発議案第2号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔18番 佐藤 孝君登壇〕

○18番（佐藤 孝君）

発議案第2号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年4月25日

提出者	佐渡市議会議員	佐藤 孝
賛成者	〃	金光 英晴
	〃	竹内 道廣
	〃	祝 優雄
	〃	近藤 和義
	〃	中川 直美

提案理由、本案は今期から佐渡市議会の議員定数が28名に減少したことに合わせて、常任委員会の構成を総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会及び産業建設常任委員会の3常任委員会とし、その定数を総務文教常任委員会は10人、市民厚生常任委員会、産業建設常任委員会は9人に改めるものであります。

詳細につきましては、皆様方のお手元に配付のとおりでございますので、よろしくご賛同のほどお願いいたします。

以上です。

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を削り、同条に次の表を加える。

名称	定数	所管
総務文教常任委員会	10人	議会事務局、総務部、企画財政部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び消防本部の所管に属する事項並びに一般会計予算に関する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項
市民厚生常任委員会	9人	市民環境部、福祉保健部及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
産業建設常任委員会	9人	産業観光部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項

第4条第2項中「12人以内」を「8人」に改める。

第7条第2項中「15人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議会議第2号

○議長（竹内道廣君） 日程第7、議会議第2号 佐渡市議会常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名をいたします。その氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（山田富巳夫君） 常任委員会委員の氏名を朗読いたします。敬称は略させていただきます。

総務文教常任委員会委員

中 川 直 美	白 杵 克 身	金 田 淳 一
浜 田 正 敏	大 桃 一 浩	岩 崎 隆 寿
本 間 千 佳 子	近 藤 和 義	祝 優 雄
竹 内 道 廣		

以上、10人であります。

市民厚生常任委員会委員

廣 瀬 擁	小 田 純 一	小 杉 邦 男
田 中 文 夫	佐 藤 孝	金 光 英 晴
金 子 克 己	根 岸 勇 雄	加 賀 博 昭

以上、9人であります。

産業建設常任委員会委員

松 本 正 勝	中 村 剛 一	中 川 隆 一
中 村 良 夫	若 林 直 樹	金 子 健 治
村 川 四 郎	猪 股 文 彦	川 上 龍 一

以上、9人であります。

○議長（竹内道廣君） ただいま朗読のありました議員を常任委員会委員にそれぞれ選任をいたします。

なお、議長につきましては、申し合わせにより、常任委員会を辞退することになっておりますので、ご了承をよろしくお願いをいたします。

日程第8 議会議第3号

○議長（竹内道廣君） 日程第8、議会議第3号 佐渡市議会議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名をいたします。その氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（山田富巳夫君） 議会運営委員会委員の氏名を朗読いたします。敬称は略させていただきます。

中 川 直 美	金 田 淳 一	廣 瀬 擁
小 杉 邦 男	田 中 文 夫	村 川 四 郎
金 光 英 晴	根 岸 勇 雄	

以上、8人であります。

○議長（竹内道廣君） ただいま朗読いたしました議員を議会運営委員会委員に選任いたします。
ここで10分間休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に常任委員会及び議会運営委員会が開催され、それぞれ正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長	白 杵 克 身 君
副委員長	金 田 淳 一 君
市民厚生常任委員会委員長	小 田 純 一 君
副委員長	廣 瀬 擁 君
産業建設常任委員会委員長	若 林 直 樹 君
副委員長	中 川 隆 一 君
議会運営委員会委員長	金 光 英 晴 君
副委員長	村 川 四 郎 君

以上であります。

日程第9 議案第87号から議案第91号まで

○議長（竹内道廣君） 日程第9、議案第87号から議案第91号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議長のお許しを得まして、87号から91号までご説明、提案をいたします。

議案第87号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）。本案は、歳入において、地方譲与税や地方交付税などの額の確定に伴う増減並びに市債の増額計上をするものであります。また、歳出においては、後年度の円滑な財政運営のために財政調整基金へ積み立てをするもので、既定の歳入歳出予算をそれぞれ439万3,000円追加し、予算総額を464億7,287万5,000円とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、ご承認を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第88号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法の一部が改正され、平成20年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険被保険者のうち65歳以上の前期高齢者について国民健康保険税を特別徴収するため、本条例の一部改正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条

第3項の規定により報告し、ご承認を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第89号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本条例に引用している戸籍法の根拠条文規定の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第90号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億1,120万円追加し、予算総額を427億1,120万円とするもので、補正内容は2月24日の冬季風浪被害に係る災害復旧費及び漁業者等への支援のための予算を計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第91号 平成20年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ855万円追加し、予算の総額を21億3,365万円とするもので、補正内容は2月24日、冬季風浪被害に係る水道施設災害復旧費を計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第87号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第87号についての質疑を終結いたします。

議案第88号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） それでは、幾つかの点についてお伺いをしたいと思います。

ご案内のとおり、先ほど提案理由の説明でもありましたが、2006年の医療制度改革に伴ってのものでありますが、具体的にお伺いをしたいのは、前期高齢者の対象者は何人で何世帯ぐらいになるのかと、それで特別徴収の方々はその国保に占める割合はどの程度になるのかお伺いをしたいのが1点です。

2点目は、年金から天引きということで、収納率の向上対策という側面もあるわけですが、このことによって、向上の部分はどの程度になるというふうに見込んでいるのかお伺いをしたいと思います。これが2点目です。

3点目は、13条のところで減免規定が改正に伴って動いているわけですが、高齢者の暮らしの状態や年金の状態、今の不況の中で年金天引きというのは非常に困るということが後期高齢者の中でも言われていますし、最近の国保税の天引きの問題でもニュースでも取り上げられているわけですが、そういう点でいいますと、減免規定の運用みたいなのもこれまでと若干実際の運用を変えていく必要があるのではないかと、変えるのかなと思うのですが、その辺をお伺いをしたいと思います。

あともう一点は、国保の本体のほうにかかわるかもわかりませんが、65歳から69歳が入院した場合、食費や住居費の関係も変わるというふうに向っているのですが、その辺の内容についてお尋ねしたいと思います。

ますが。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えをいたします。

対象者でございますけれども、今回の専決については国保でございますので、国保、今回の該当者ということで8,646世帯のうち2,586世帯でございます。

それから、これに特別徴収に伴いまして、どれぐらい税収が上がるかということでございますけれども、これについてはまだ本算定等ができておりませんで、まだ正式なパーセントについては算出をしておりません。

それから、3点目の減免でございますけれども、これについても今いろいろと国のほうでこれに伴う税制改正が協議をされておるところでございます。その辺が協議が決定をしましたら、改めてご説明をいたしたいと思っております。

もう一点は何て言ったかな……

〔「入院した場合」と呼ぶ者あり〕

○市民環境部長（金子 優君） 今の改正ですと、医療費の給付については、ほぼ今までと変わりがないというふうに我々聞いておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そうしますと、国保の8,646世帯中2,586世帯が特別徴収という理解でいいのかなというふうに思うのですが、そういうことですか。

○市民環境部長（金子 優君） はい。

○2番（中川直美君） その場合、国民年金のみの受給者はどの程度いるという、その辺の調査をされているのかお伺いしたいと思います。

それと、2点目の向上対策として率が上がるかどうかはわからないということですよ。そうしますと、今回の本法の改正の趣旨が余り反映されないのかなと。ご案内のとおり、新潟県でも長野県でも10月先送り、あるいは実施しない自治体がありますよね。そういうことを考えると、その辺の兼ね合いではどのように見ているのかお伺いを再度したいと思います。

それと、減免規定のところでは言いましたが、天引きされたら困るという声が結構多いですよ、テレビ見ている。ですから、天引きを選択できるというふうな方向は、そういう道筋というものはないものでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

○市民環境部長（金子 優君） お答えします。

今回の特別徴収でどのぐらいのパーセントが上がるかということでございますけれども、今すみません、確認はしましたけれども、正式なパーセントははじいていないということでございます。

それから、新聞紙上でもありましたように、10月を選択した町村と今回選択をしない自治体があるわけでございますけれども、これにつきましては、まず前段の10月の施行でございますけれども、これにつきましては年金天引きの事務処理、これは電算等々でございますけれども、これが間に合わないものについては、10月施行もやむなしということでございますし、残りの3件につきましては、非常に徴収率が高いというふうな除外規定がありまして、その除外に該当する町村が3件ございまして、そのほかの理由で選択をするという方法がございません。

以上でございますが。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第88号について質疑を終結いたします。

議案第89号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第89号についての質疑を終結します。

議案第90号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第90号についての質疑を終結いたします。

議案第91号 平成20年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 2月24日の冬季風浪被害に関するものですが、ページでいいますと27ページ、一番上ですが、水道施設整備費補助金についてですが、これは両津地区の水津漁港内に設置しました水津簡易水道ポンプ整備だと思っておりますが、水道施設災害として国庫補助による災害復旧申請で進めた結果、今回の補正予算になるのかどうか、そこをまず1点お聞きします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

2.24の風浪災害におきまして、ポンプ施設の災害であります。そして、今予算計上しましたのは、この後5月の20日ごろに国のほうに申請をして、査定を受ける予定になっています。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君、どうぞ。

○13番（中村良夫君） もう一点だけですが、確かに水に関して大変重要なものだと私思うのですが、命と暮らしを守る点では、佐渡市は、被災から緊急対応ということで努力されてきましたけれど

も、これで、この補正予算で水津漁港内あるいは給水地区ですか、この中には中学校も含めてですけれども、安定な給水対応が図れるのかどうか、それ最後にお聞きします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） この後先ほど言いましたように国の査定を受けまして、安定な給水を図っていきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） ちょっとお尋ねしておきたいのですが、この国庫補助金に基づく一般会計繰入金並びに市債充当、この内訳について議会に提出する用意がありますか。本来ならば、一般会計繰入金、市債というのが予算説明書に載っておる以上、その説明資料というのが添付されなければならぬわけなのですが、それは委員会審査のときに用意をするというのか、その辺のお考えをちょっとお聞きしておきたい。以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

委員会審査のときに、資料を出して説明したいと思います。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 私のほうから要望しておきますが、一般的な予算の説明ならばそれでいいのですが、この種の災害に伴うものについては、委員会と言われると、特定の委員会人数に限られてしまうので、これはやっぱり全議員に配付する必要ありと私は思いますが、その措置はとりますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

全議員に配付したいと思います。

○27番（加賀博昭君） 了解。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第91号についての質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第87号から議案第91号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託をいたします。

委員会審査のため、ここで暫時休憩します。

午前 11時35分 休憩

午後 3時59分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

金子市民環境部長。

- 市民環境部長（金子 優君） 午前中の私の答弁の中で一部数字の間違がありましたので、訂正をお願いいたします。

中川直美議員の議案第88号の中で、全国保世帯数の質問がございました。私の答弁では、「8,645世帯」と答弁をいたしました。正しい数字は「1万1,232世帯」でございます。訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

- 議長（竹内道廣君） これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

白杵総務文教常任委員長。

〔総務常任委員長 白杵克身君登壇〕

- 総務文教常任委員長（白杵克身君） 総務文教常任委員会に付託されました案件についての委員会審査報告を申し上げます。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第87号 専決処分承認を求めることについて（平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）。本案は、既定の歳入歳出にそれぞれ439万3,000円を追加し、予算総額を464億7,287万5,000円としたものであります。主な内容は、歳入では地方譲与税、地方交付税及び市債などの額の確定による増減であります。歳出では、後年度の円滑な財政運営のための財政調整基金への積み立てを計上したもので、地方自治法の規定により専決処分をしたものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定いたしました。

議案第90号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億1,120万円を追加し、予算総額を427億1,120万円とするものであります。主な補正内容は、2月24日の冬季風浪被害に係る災害復旧費及び漁業者等への支援のための予算を計上したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

- 議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） 異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

- 市民厚生常任委員長（小田純一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告

します。

議案第88号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法の一部改正に伴い、本年3月31日付の専決処分により、国民健康保険被保険者の前期高齢者から国民健康保険税を特別徴収するよう、当該条例の一部を改正したことについて議会の承認を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

意見。審査の結果、新制度に関する周知徹底を怠ったことにより、住民に混乱が生じていることが判明した。今後専決処分に当たっては、このようなことのないよう、厳重に注意するものである。

議案第89号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、当該条例の文言の一部を改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 質疑を行います。

お手元にお配りをしてある質疑の要旨のとおりであります。まず1点目は、年金天引きによる国民年金などの低年金者への影響はどのようなのかと。ご案内のように、全国的にも大きな声が出ている問題です。

ちなみに、国民年金の月平均の受給額は4万6,600円と全国的には言われているわけでもあります。また、高齢者世帯の年間所得でいいますと、高齢者のみ世帯の43%が年収200万円以下という中身であります。加えて言えば、生活必需品等はどんどん上がっているが、年金の支給額は上がっていない中で天引きとなるわけですが、そういった影響はどのように調査をされたのかという点であります。

2点目は、今ほど委員長報告にもありました周知徹底を怠ったとは、具体的にはどのようなことを指しているのかお尋ねをしたいと思います。

3点目は、本会議時の質疑でも私は行いましたが、本来この制度そのものは税の収納率の向上のためということが大きな柱としてあります。それがどのようになるのか、その辺は審査をされたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） それでは、中川議員にお答えをします。

1点目の年金天引きにより国民年金などの低年金者に与える影響はどのようなものかということですが、私どもの委員会では説明員のほうから年額18万以上、それからもう一つは介護保険を合わせて年金額の2分の1を超えないものというふうなことで説明を受けました。議員言われるとおり、低年金者へ与える影響というのは考えられるというふうに思いますが、何せ年金天引きという、介護保険も含めた法律によって決定をされた、そのことによって生じた事態というふうに受けとめておまして、そのこと

について、佐渡市としてどうするかというふうなことについての審査、議論はしておりません。

2点目であります。委員長報告にある周知徹底を怠ったとは具体的にどのようなことを指すのかということですが、後期高齢者の問題については、これはもう新聞あるいはテレビ等マスコミで十分過ぎるぐらいに、いわば周知あるいは対象者も中身についていろいろと知ることができたというふうに思いますが、前期高齢者の問題というのは後期高齢者のところに隠されておりまして、65歳から74歳までの人たちにとっては、突然というふうなことだったというふうに受けとめた方が多数いたようでありまして、そのことによって、いわばそれぞれの問い合わせがあつたりという一定の混乱が見られたということでもあります。したがって、これからは事前にきちっとした周知徹底を図ることが大切という意味で、あえて意見をつけたということでご理解をいただきたい。

3点目であります。天引きによる収納率の向上ということでございますが、これは今後どのようなものかということが、今後推移を見なければわからないわけでございます。ただ対象世帯は執行部説明でも約20%の対象世帯であります。ですから、一定の収納率の向上というのは予測されますけれども、先ほど申し上げましたように、今後の推移を見なければ具体的な数字としては出てこないだろうというふうに審査をしたところでございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 3点目の収納率の向上の件についてお尋ねをいたします。

今のお答えですと、やってみないとわからぬというような側面なのかなというふうにもとれたのですが、対象世帯や対象者でいうと、そう多くないわけです。ですから、どの程度になるかということは予想できるのではないのでしょうか。その辺を審査しなければ答弁のしようがないわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 先ほども申し上げましたように、今議員言われたとおり、対象世帯は約20%ということでございますので、そういう範疇でいった場合に、一定の収納率の向上というのは予測をされるころだということで審査は終わっているところであります。

○議長（竹内道廣君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 議案第88号についての反対の討論を述べます。

お手元にお配りをしてある通告要旨が大まかな趣旨であります。以下反対の理由を述べます。この議案は専決処分ではありますが、反対の討論を行います。

この条例改正は、ご案内のとおり、2006年の医療制度の改正に伴うもので、先日まで連日ニュースでも報道されていまして後期高齢者医療制度と関連するもので、65歳から74歳の高齢者世帯の国保加入者が年

金から保険料を天引きされるものであります。先ほどの委員長報告にもありましたが、国保加入者世帯の約23%ぐらいになるのかなと思います。後期高齢者医療制度でも明らかのように、多くの高齢者の方々から暮らしが厳しい中、年金からの天引きはやめてほしいという声が広がっています。

3点目には、この前期医療は、後期医療とも非常に関係をしておりますし、国政レベルでも野党第1党の民主党なども含め、多くの野党が中止を求めていますし、きのうのニュースによりますと、与党の自民党の中からも制度の中身を大きく見直すというような発言が出ているわけでありまして。また、医師や医療関係者の中からも撤回中止の運動が広がっています。今後もこの制度については、変化があり得るものだと私は考えます。

また、県内では新聞報道によりますと、4月実施が14、10月実施が14、実施をしていないところが3、お隣の長野県では4月実施が51、10月実施が14、行わないところが3というふうに、こんな状態にもなっているわけでありまして。年金天引きの問題でいえば、09年の10月からは住民税も年金天引きにされる計画ともなっています。今、わずかな年金で生活必需品などの物価はどんどん上がっていて、年金の暮らし、本当に大変だというのが多くの高齢者の声だというふうに思います。こういった状況から見ても、また政治の流れの状況から見ても、この専決処分には反対をいたしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第91号 平成20年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ855万円を追加し、予算総額を21億3,365万円とするものであります。主な補正内容は、2月24日、冬季風浪被害に係る水道施設の災害復旧のための予算を計上したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第92号及び議案第93号

○議長（竹内道廣君） 日程第10、議案第92号 佐渡市教育委員会委員の任命について及び議案第93号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第92号及び議案第93号は同趣旨の議案でございますので、一括してご説明申し上げます。

議案第92号 佐渡市教育委員会委員の任命について、議案第93号 佐渡市教育委員会委員の任命について。以上、2議案は、佐渡市教育委員会委員、豊原久夫氏及び古藤宗雄氏が平成20年5月7日をもって任期満了となるので、その後任の佐渡市教育委員会委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

後任者のお名前は、議案第92号が臼杵國男氏、議案第93号が佐山眞理子氏であります。うち、佐山眞理子氏につきましては、法律の改正により、保護者からの代表によるものであります。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第92号及び議案第93号は人事案件でありますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決したいと思います。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第94号及び議案第95号

○議長（竹内道廣君） 次に、日程第11の議事につきましては、議員の除斥に該当いたしますので、地方自治法第117条の規定により、金子克己君の退席を求めます。

〔23番 金子克己君退席〕

○議長（竹内道廣君） 日程第11、議案第94号 佐渡市監査委員の選任について及び議案第95号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第94号及び議案第95号は同趣旨の議案でありますので、一括して

ご説明申し上げます。

議案第94号 佐渡市監査委員の選任について、議案第95号 佐渡市監査委員の選任について。以上、2議案は、佐渡市監査委員、清水一次氏が平成20年5月6日をもって任期満了となるので、その後任の佐渡市監査委員の選任を、あわせて議員のうちから選任する佐渡市監査委員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

委員のお名前は、議案第94号が清水一次氏、議案第95号が金子克己氏であります。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第94号及び議案第95号は人事案件でありますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決したいと思います。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

金子克己君の着席を許します。

〔23番 金子克己君入場〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 私一人かと思っていたのですが、ほとんどの人たちが現在のいすが修復しがたい状態で低くて、このままでは6月議会ができないという声が大きいわけでございますので、60人おったときにはこんなことはなかったわけなので、これは即刻かえるなり、正常なものにしていただきたいということを議長にお願いをしておきます。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 6月議会までに執行部と協議をいたしまして、善処しますので、よろしく申し上げます。

日程第12 議会選第3号

○議長（竹内道廣君） 日程第12、議会選第3号 佐渡市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙管理委員及び同補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議ないものと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議ないものと認めます。

したがって、議長において指名をすることに決しました。

選挙管理委員には川島一三君、田中満一君、原正博君、佐々木秀夫君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選人に決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議ないものと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました川島一三君、田中満一君、原正博君、佐々木秀夫君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1位、近江和芳君、第2位、牧野秀夫君、第3位、引野晃君、第4位、豎野富士雄君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議ないものと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました第1位、近江和芳君、第2位、牧野秀夫君、第3位、引野晃君、第4位、豎野富士雄君が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第13 発議案第3号

○議長（竹内道廣君） 日程第13、発議案第3号 佐渡市議会議会報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔18番 佐藤 孝君登壇〕

○18番（佐藤 孝君）

発議案第3号

佐渡市議会議会報編集特別委員会の設置について

佐渡市議会議会報編集特別委員会の設置について、地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年4月25日

提出者	佐渡市議会議員	佐藤	孝
賛成者	〃	金光	英晴
〃	〃	竹内	道廣
〃	〃	祝	優雄
〃	〃	近藤	和義
〃	〃	中川	直美

本案は、佐渡市議会の活動内容を広く市民に理解してもらうため、議会報編集特別委員会を設置し、議会報の編集及び発行に係る一連の作業を付託するものであります。

なお、委員の定数は8人であります。よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

以上です。

佐渡市議会議会報編集特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会議会報編集特別委員会

2 付託事項

議会報の編集及び発行に関すること

3 委員の定数

8人

4 期 間

議員任期が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

5 費 用

予算の範囲内

○議長（竹内道廣君） 発議案第3号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議会議第4号

○議長（竹内道廣君） 日程第14、議会議第4号 佐渡市議会議会報編集特別委員会委員の選任を行います。

議会報編集特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。その氏名は事務局長に朗読させます。

○事務局長（山田富巳夫君） 議会報編集特別委員会委員の氏名を朗読いたします。敬称は略させていただきます。

松 本 正 勝

廣 瀬 擁

小 田 純 一

岩 崎 隆 寿

中 村 良 夫

佐 藤 孝

本 間 千佳子

祝 優 雄

以上、8人であります。

○議長（竹内道廣君） ただいま朗読いたしました議員を議会報編集特別委員会委員に選任いたします。

日程第15 発議案第4号

○議長（竹内道廣君） 日程第15、発議案第4号 佐渡市議会行財政改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔18番 佐藤 孝君登壇〕

○18番（佐藤 孝君）

発議案第4号

佐渡市議会行財政改革特別委員会の設置について

佐渡市議会行財政改革特別委員会の設置について、地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年4月25日

提出者	佐渡市議会議員	佐藤	孝
賛成者	〃	金光	英晴
〃	〃	竹内	道廣
〃	〃	祝	優雄
〃	〃	近藤	和義
〃	〃	中川	直美

本案は、佐渡市の行財政改革及び議会運営の改革を目的に、行財政改革特別委員会を設置するものであります。

委員の定数は8人であります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

以上です。

佐渡市議会行財政改革特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会行財政改革特別委員会

2 付託事項

市の行財政改革の推進及び議会改革に関すること

3 委員の定数

8人

4 期間

上記付託事項が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

5 費用

予算の範囲内

○議長（竹内道廣君） 発議案第4号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議会議第5号

○議長（竹内道廣君） 日程第16、議会議第5号 行財政改革特別委員会委員の選任を行います。

行財政改革特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名をいたします。その氏名は事務局長に朗読させます。

○事務局長（山田富巳夫君） 行財政改革特別委員会委員の氏名を朗読いたします。敬称は略させていただきます。

中 川 直 美	中 村 剛 一	浜 田 正 敏
中 川 隆 一	田 中 文 夫	猪 股 文 彦
川 上 龍 一	近 藤 和 義	

以上、8人であります。

○議長（竹内道廣君） ただいま朗読いたしました議員を行財政改革特別委員会委員に選任いたします。

ここで10分間休憩します。

午後 4時34分 休憩

午後 4時41分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会報編集特別委員会及び行財政改革特別委員会が開催され、それぞれ正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

議会報編集特別委員会委員長	中 村 良 夫 君
副委員長	松 本 正 勝 君
行財政改革特別委員会委員長	田 中 文 夫 君
副委員長	川 上 龍 一 君

以上であります。

日程第17 議会選第4号

○議長（竹内道廣君） 日程第17、議会選第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選として、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に、市民厚生常任委員長の小田純一君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました小田純一君を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小田純一君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました小田純一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第18 議員の派遣

○議長（竹内道廣君） 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員の見聞を広め、資質を向上させ、ひいては住民福祉の増進に寄与するため、平成20年度において各常任委員会単位を原則に先進地の視察研修を行うものとし、視察研修の目的、場所、人員その他必要な事項については、当該委員会等において協議、決定の上、議員派遣することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、ただいまの議長宣告のとおり決しました。

追加日程 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（竹内道廣君） 次に、議会運営委員会委員長からお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを本日の日程に追加し、議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、地方自治法第109条の2の第4項に規定する所管事項については、委員会の任期中、閉会中もなお継続して調査を行うことにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の所管事項について、委員の任期中、閉会中もなお継続して調査を行うことに

決しました。

○議長（竹内道廣君） 以上で会議を閉じます。ご協力まことにありがとうございました。

これにて平成20年第2回佐渡市議会臨時会を閉会といたします。

午後 4時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年4月25日

臨時議長 加 賀 博 昭

議 長 竹 内 道 廣

署名議員 中 村 剛 一

署名議員 白 杵 克 身